

●庄内町都市計画審議会条例の改正案について

【改正を必要とする背景】

これまでは、都市計画法第77条の2第1項にある「この法律によりその権限に属せられた事項」は、市町村が行う都市計画の決定を指し、市町村都市計画審議会は市町村の附属機関であることから、都市計画に関する調査審議は町長の諮問を受けて行うことになるととらえておりましたので、本町の都市計画審議会の開催については、諮問事項に答申をいただく場合を基本としておりました。

一方で、国が示している都市計画運用指針（令和4年4月改訂）においては、都市計画審議会の役割が、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされているとともに、制度の趣旨から、都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことを想定した運用となっております。

町としては、国の都市計画運用指針において、市町村都市計画審議会は都市計画の作成等について受動的に審議するだけでなく、市町村の施策についてフォローアップを行うことを想定し運用するものとしておるととらえ、上位法令等に準じた都市計画審議会の開催となるよう条例改正することとしたものです。

庄内町都市計画審議会条例【現行】

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、庄内町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について町が提出する意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が都市計画上新必要と認める事項に関すること。

都市計画審議会の運営方針について

改正案【他市町例】

【パターン1】

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、東根市都市計画審議会の設置・組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例23号〕

(設置)

第2条 都市計画事業の推進について必要な調査及び審議を行なわせるため東根市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法その他の法令によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

【パターン2】

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、三川町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

【改正案について】

改正案は、都市計画法第77条の2第1項にある「その権限に属させられた事項」を網羅するとともに、都市計画運用指針に記載のある立地適正化計画について調査、分析及び評価を行った場合の対処についても包含されるよう庄内町都市計画審議会条例第2条を改正するものです。

また、第2条第4号の規定については、都市計画運用指針に基づき諮問や建議、付議等によらない意見照会等を可能とするため追加するものです。

【担当課案】

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法その他の法令によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

都市計画審議会の運営方針について

【参考】

【庄内町都市計画審議会条例】

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、庄内町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について町が提出する意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 識見を有する者 4人以内
- (2) 町議会の議員 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 公募による者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから任命された委員が、当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

都市計画審議会の運営方針について

【参考】

【都市計画法 第七十七条の二】

(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

都市計画審議会の運営方針について

【参考】

【第12版 都市計画運用指針(令和4年4月)】

(都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の調査審議等について)

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされており、地方における都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されている。

また、都市計画に関する事項については、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計画の着実な実施を図る観点から重要となってきた。

このため、今後、都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。意見を求める事項としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ 都市計画区域マスタープラン又は市町村マスタープランの案の作成
- ・ 都市計画の決定手続に関する事項に係る条例の案の作成
- ・ 都市計画基礎調査の解析結果等都市計画に関する情報提供の在り方等

これらの審議に当たっては、さまざまな都市のデータの空間分布や時系列的な推移が視覚的に把握できることがその議論を深めるためにも有効であると考えられることから、必要に応じ、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられる。

また、平成26年の都市再生法の改正により、市町村都市計画審議会に新たな役割が追加された。すなわち、市町村が立地適正化計画について調査、分析及び評価を行った場合に、その結果を市町村都市計画審議会に報告する義務が課せられるとともに、市町村都市計画審議会はその報告について市町村に意見を述べる事が可能となっている。

また、市町村都市計画審議会が、必要に応じて市町村に対して立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることも可能である。このように、市町村都市計画審議会は、都市計画の作成等について受動的に審議するだけでなく、市町村の施策についてフォローアップを行うことも可能となっている。

なお、都市計画の決定又は変更の手続においては、住民等からの幅広い意見を踏まえて、公正・透明な審議を通じた判断がなされることが必要である。このため、例えば、大規模な集客施設の立地に係る都市計画の決定又は変更を行うに当たっては、主たる利用者である消費者の視点が適切に反映されるよう、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会における委員構成を工夫すべきである。この工夫としては、例えば、あらかじめ公募等により一般の住民を都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の委員に加える措置のほか、学識経験者として消費者の利益を代表する者を委員（又は大規模な集客施設の立地に係る案件を審議する際の臨時の委員）とする措置等が考えられる。

また、男女共同参画社会の形成を促進するため、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会においても一方の性に偏らない委員の登用に努めることが必要である。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会については、年間の開催数があらかじめ定められたり、また、案件が事前登録されるなど、計画的に案件が付議されている場合も多いが、都市計画の提案制度の導入も踏まえ、都市計画の案の審議が円滑に行われるよう、必要に応じて、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の開催間隔の短縮化や開催予定の事前公表、手続の短縮化を図ることが望ましい。